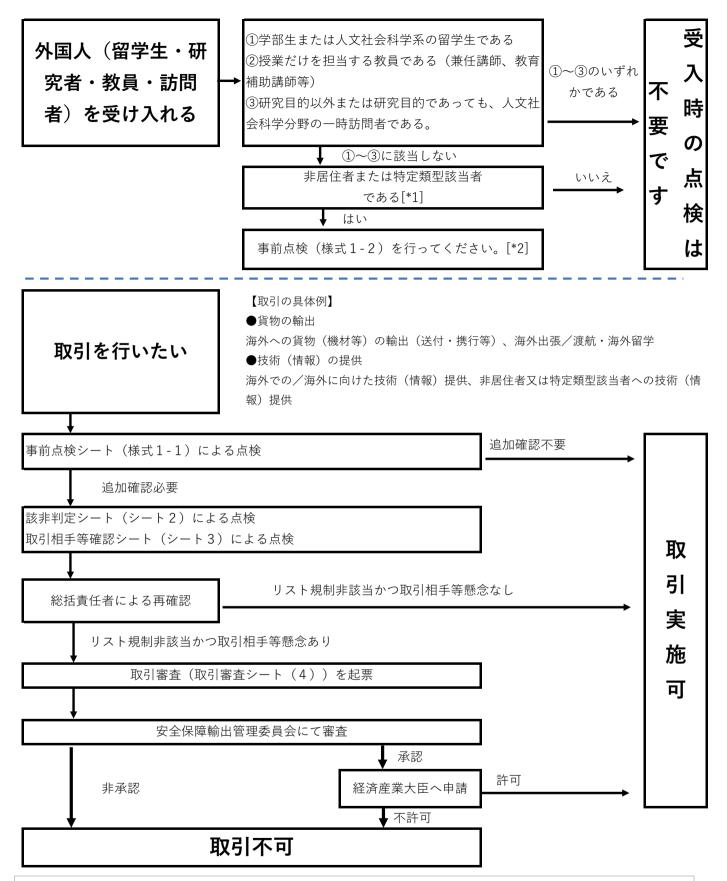
安全保障輸出管理の流れ



[*1] 特定類型該当者 以下の①か②に該当する者。詳しくは、研究知事事務室(主に教員・研究者)または国際教育事務室 (外国人留学生)までお問い合わせください。

① 外国政府又は外国法人等と雇用等の契約を結んでおり、当該外国政府・法人等に対して善管注意義務を負う居住者(日本人を含む)② 外国政府又は外国法人等から、年間所得の25%以上の経済的利益(奨学金等)を受けている、または得ることを約している居住者(日本人を含む)

[*2]学生受入プログラムの場合は、プログラム責任者による「調査票」での一括点検も可です。